

令和3年 第5回（定例会）  
厚真町教育委員会会議録

1 開会 令和3年3月31日（水）14時30分

2 閉会 令和3年3月31日（水）16時30分

3 前回会議録の承認

4 出席委員の氏名

遠藤 秀明 池川 徹 金光 えり 長門 茂明 日西 大介

5 委員及び傍聴人以外の会議出席者氏名

生涯学習課長 宮下 桂 生涯学習参事 甫 一樹

6 会議録署名委員の指名

（ 長門 茂明 ）

（ 金光 えり ）

7 教育長報告

（1）行事参加等の動向 （資料1）

（2）第1回厚真町議会定例会 3月8日～16日 （資料2）

・行政報告

・一般質問

・厚真町教育研究所の設置に関する条例の制定について

・令和2年度補正予算について

・令和3年度予算審査特別委員会関連について

・令和3年度予算審査特別委員会質疑内容について

【質疑】

金光委員 : 中央小・上小のプールのシャワー下の排水口が小さくてプールに逆流するという点は改良されたのか？

宮下課長 : 排水口の入り口が小さすぎたので、大きくして流れを良くする措置を施してある。

8 所管報告

学校教育グループ

（1）英語教育推進委員会／3月11日／総合福祉センター （資料3）

（2）3月校長会議・教頭会議について （資料4）

（3）修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について （資料5）

【質疑】

- 池川委員 : 厚真中学校に整備予定の陸上グラウンドを厚南地区の町民が利用する際はスクールバスを利用できるのか？
- 宮下課長 : 厚南中の陸上部は先行して地域のスローイングチームに合流し活動を行っており、既に移動手段としてスクールバスを利用している。
- 池川委員 : 往復か？
- 宮下課長 : 往路のみで、復路は保護者の迎車である。
- 池川委員 : 早来にほぼ使用していないバスがあって、陸上少年団が使ってもいいような話があるようで、保険の関係で相談を受けた。保険に加入していれば相手に賠償はできるが、バス本体の損害については修繕料等関係するので、もっと話を具体的に詰めたほうがいいというアドバイスはした。対外試合や遠征などの使用目的にもよると思うが、教育委員会職員や指導者が運転しなければならないという状況は回避することはできないのか？スクールバスで対応することはできないのか？
- 宮下課長 : スクールバスで対応するためには一定の基準が設けられており、中体連の大会等公式大会については対象としている。競技の内容により、公式と呼べない大会が各種存在しており、それにスクールバスを利用し始めると、いくらあってもスクールバスが足りなくなる。今以上にスクールバスの利用を拡大することはできない。競技団体ごとの送迎をお願いするしかない。
- 遠藤教育長 : 現在スクールバスは学校活動に関連するものに基づいて限定しているが、部活動については地域への移行も視野に入れているのでスポーツ振興や文化振興としての意味合いであれば、物理的に支援するか、金銭的に支援するかを今後検討する必要があるのかもしれない。
- 金光委員 : 陸上グラウンドを厚真中学校に整備することは決定なのか？
- 宮下課長 : そのとおりである。
- 金光委員 : 上厚真の自治会でも、なぜ厚南中学校ではなく厚真中学校なのかという話が出た。
- 宮下課長 : 厚南中学校ではなく厚真中学校である理由は、今回は学校施設というより町のスポーツ施設としての改修の意味合いが強い。かつて厚南中学校のグラウンドが公認陸上競技場として整備された経緯は、当時陸上競技が厚南中学校で盛んであったことが前提である。その後、厚南中学校陸上部部員の増減があり、当時ほど利用されなくなって今に至っている。その過程の中で公認グラウンドを維持し続けることが困難な状況もあった。厚真中学校に決定したのは、主たる利用者の拠点がどこにあるのが最適か？が一番の理由である。今は陸上少年団が60名ほどいて中央地区の児童生徒が多い。町内に新しい陸上競技場をゼロから整備することは土地利用の面からも、コスト面でも現実的ではなく、主体たる利用主体のニーズ、今後の競技の振興、厚真高校の魅力化との関連性等含めて総合的に検討した結果、厚真中学校のグラウンドを改修することが最善と判断した。学校施設がベースではあるが、運用上は放課後・休日など地域のスポーツ施設として活用されることになるので、維持管理は、いわゆる社会体育施設として管理してい

くことになるものと想定している。いずれ関係規定も整備する予定である。先進地視察でも学校施設を地域の社会体育施設として運用・管理している事例はあるので、そうした事例を参考にしながら利用主体が中心となって運用していくこととなる。将来的には「あつまリンピック」のような町内行事も実施する可能性もあるので、町のスポーツ施設と位置付けながら管理をしていく。

日西委員 : タブレットに関して、上厚真小学校でようやくパスワード設定が終わったと耳にしたが、なにか問題等あったのか？

宮下課長 : 導入から使用開始に関しては特に問題は生じておらず、スムーズだったと承知している。今回の端末は「chromeブック」という新しいもので、まず Google アカウントを取得することが前提となっている。個別にアカウントを取得するのは手間がかかるので、すぐに活用できるよう仮アカウントで運用開始している。先日新聞にも掲載されたが、活用度の高い上厚真小学校で、町内の先生方を対象とした研修会が開催されるなど活用度は伸びている。令和3年度においても前半は学校での活用をしっかりと行い、基本的な使い方、ルール等を指導した上で、早ければ夏休み頃には高学年以上の学年で家庭への持ち帰り開始を想定している。家庭での使用を考慮すると仮アカウントというわけにはいかないなので、一学期の間に学校を通じて Google アカウントの取得について保護者の方に理解・承諾をしていただく手続きが必要になってくる。

長門委員 : 教育委員へのタブレットはいつ頃になるのか？

宮下課長 : 6月ごろの導入を予定している。

池川委員 : 学校で多くの台数を一斉に利用してインターネットに問題はないのか？

宮下課長 : 3学級同時接続最大で70～80台同時に利用しているが、現在のところ通信に問題が生じているという報告はない。

金光委員 : 厚真高校の入学者内訳はどのようなものか？

遠藤教育長 : 受験をしての入学者が26人、2次募集をして1人増えているので27人。厚真中学校から4人、厚南中学校は0人。

## 9 議 案

議案番号	案件名	議案書 ページ	資料 ページ等
議案第 1 号	厚真町教育振興基本計画の改訂について	3	別冊
議案第 2 号	厚真町教育研究所の設置に関する条例施行規則の制定について	4	1
議案第 3 号	厚真町教育アドバイザー設置規則の廃止について	7	3
議案第 4 号	厚真町生涯学習アドバイザー設置に関する規則の廃止について	9	4
議案第 5 号	厚真町ふるさと教育推進コーディネーター設置要綱の制定について	1 1	5
議案第 6 号	厚真町地域おこし協力隊・教育魅力化支援員設置要綱の制定について	1 4	7
議案第 7 号	厚真町特別支援教育連携協議会要綱の廃止について	1 8	1 0

議案第 8 号	厚真町教育支援委員会規程の一部改正について	2 0	1 1
議案第 9 号	厚真町要保護及び準要保護児童生徒就学援助要綱の一部改正について	2 2	1 4
議案第 10 号	厚真町中学校生徒資格取得支援（学びチャレンジ支援）補助金交付要綱の一部改正について	2 4	1 6
議案第 11 号	教育委員会事務局職員の人事について	2 6	—
議案第 12 号	厚真町教育委員会事務局組織規則の一部改正について	2 9	資料 6

【質疑】

- 金光委員 : 教育アドバイザーの仕事を指導主事が行い、生涯学習アドバイザーの仕事をふるさと教育推進コーディネーターが行うのか？
- 甫 参事 : 一概には言えないが、教育指導主事にもこれまで行ってきたアウトメディア活動の仕事も行ってもらうので明確な区分けはない。
- 金光委員 : 地域おこし協力隊に関して雇用契約は存在しないものとするがあるが、どういうことか？
- 宮下課長 : 地域おこし協力隊制度については、町としての雇用契約は一切ない。あくまで本人の意思に基づいての地域おこしの活動がメイン。
- 金光委員 : 活動に対する資金援助などもないのか？
- 宮下課長 : 国の地方交付税に算入される制度で、地域おこし協力隊にかかる予算に対し、年間 400 万程度が国から町に交付税として払われる仕組みとなっている。雇用契約は存在しないが、地域おこし活動については、各地域の課題にマッチングした人材を採用している。今回は高校魅力化に特化した人材を募集する。
- 遠藤教育長 : 地方自治体で雇用契約を結ぶと勤務体系が拘束され、活動が制限されてしまう。厚真町が求める移住・定住のために活動してもらうためには自由度をもたせた活動が望ましいので、地域おこし協力隊を導入した当時から雇用契約を結ばないで委嘱という形をとっている。
- 池川委員 : 初めから 3 年契約とはならないのか？
- 遠藤教育長 : 3 年というのは総務省が定めており、同一人物に対して地方交付税を自治体に交付できる年数である。
- 池川委員 : 就学支援（オンライン学習通信費）は月額いくらかかるのか？
- 宮下課長 : 基準としては月額 3,180 円のプランを想定している。ただし、扶助費としては全額ではなく上限を設けた形とする。因みに、国のオンライン学習通信費の年間補助基準額は 1 人当たり 1 万円となっている。本町としてはそれを基準に数字を算定していく。家庭への持ち帰りがどの程度進むかを見極めていかなければならないので、制度の適用条件を詰めなければならない。
- 池川委員 : タブレット端末の充電は学校か？
- 宮下課長 : 学校には 50 台を一度に収納かつ充電できる専用の収納ラックが配備されている。端末ごとにアダプターも付属しているので、持ち帰る時はアダプターを持ち帰ることになる。
- 池川委員 : 学校の充電器は必要か？
- 宮下課長 : 端末のバッテリー持続時間は長いですが、もう少し運用してみる必要がある。

- 金光委員 : 1日の中で、端末を使う時間は限られているのか。  
宮下課長 : 限られている。長時間使用は眼や体にも害がある可能性もある。  
 : 現在一番利用が多い上厚真小学校では2時間程度を限度と聞いている。
- 金光委員 : 英検等、町内で受験できる資格はあるのか？  
宮下課長 : 残念だが受けられない。英検に関しては各主催協会から案内があり、各学校を通して児童生徒に案内している。会場は主に道立高校が利用される場合が多い。
- 金光委員 : 厚真町を受験会場にすることはできないのか？  
宮下課長 : 受験人数等の関係で不可能だと思われる。
- 池川委員 : 4月以降、教育委員会会議への出席職員は変化するのか？  
宮下課長 : 全管理職である。  
遠藤教育長 : 基本的には課長・参事。4月からは作田参事も同席するので定例教育委員会としては1人増員となる。議会对応は未定だが、要請があれば同席する。総務文教常任委員会・予算委員会・決算委員会については作田参事も同席となる。

## 10 その他

### (1) 転入教職員歓迎式

- ・ 4月5日(月)午後3時15分 総合福祉センター大集会室

### 11 次回委員会の開催日程

- ・ 4月28日(水)午後2時30分(予定)

### 12 閉会